

行政不服審査制度の見直しに係る主な意見

平成 25 年 3 月 18 日
全国市長会 行政委員会委員長
天理市長 南 佳 策

行政不服審査法の見直しについて意見照会した結果、すべての質問において平成 20 年法案で問題はないとする意見が大半を占めたものの、一方では各質問において反対意見や懸念事項等が示されたことから、下記のとおり意見等について提出するので、改正方針の検討に当たっては適切に対処されたい。

記

1. 不服申立て構造 ①（「再調査の請求」の手續）について

- ・「再調査の請求」は、現行の「異議申立て」と実質的な違いはなく、これにより審理の合理化や公平性の確保が図られるか疑問である。
- ・「再調査の請求」を義務付けることは、地方分権改革の流れに逆行する。
- ・一律に義務付けるのではなく、審査請求人が「再調査の請求」を経るか否か選択できる制度とすること。

1. 不服申立て構造 ②（再審査請求の廃止）について

- ・例外なく廃止することについては疑問がある。
- ・市民の救済のために実益があると認められる再審査請求については、存置してもよい。

2. 審理体制 ③（審理員による審理手續）について

- ③④については、特に懸念を示す意見が多く寄せられた。
- ・内部の職員を指名した場合、公平・中立な審理を行うことができない。
 - ・小規模自治体では、法的専門性及び不服申立に関するノウハウを持つ職員を確保することは困難であり、また、法律家等を非常勤職員として任用し指名する場合についても、人材確保が困難である。
 - ・非常勤の審理員の場合には、日程調整等に時間を要し、裁決に遅れが生じるおそれがある。
 - ・専門家等を指名した場合の経費について予算措置を検討すること。
 - ・審理員の設置は地方公共団体の任意とするとともに、負担軽減のため、複数の職員による合議制も選択可能とすること。

2. 審理体制 ④（行政不服審査会等への諮問）について

- ③④については、特に懸念を示す意見が多く寄せられた。
- ・審査庁が審査したものを諮問する二重審理となる上、委員の日程調整等に時間を要するため、裁決に遅れが生じ、簡易迅速な救済という制度本来の趣旨に反するおそれがある。
 - ・広範な専門知識を有する人材の確保や行政の多岐にわたる事務への対応が困難である。
 - ・新たな附属機関設置に伴う行政組織の肥大化、事務負担の増加、委員への費用負担の発生等の問題がある。
 - ・設置は地方公共団体の任意とすること。
 - ・県単位での共同設置についても検討すること。

3. 審理手續 ⑤（手續保障の充実等）について

- 質問権の新設
- ・審査請求人が徒らに審理に無関係な質問を繰り返し、審理が遅滞・混乱するおそれや、法

が予定しない権利の濫用（新たな論点の持込み、当該案件以外の論争など）に利用される懸念がある。

- ・ 審理員が口頭意見陳述を終結できるよう明確に規定すること。

● 閲覧対象の拡大

- ・ 処分庁以外の者の提出物件を閲覧対象とすることについては、請求人からの申し出により審査庁（審理員）が判断して決定すること。

4. 不服申立期間 ⑥（3か月への延長）について

- ・ 簡易迅速な手続を基本とする制度の趣旨や、請求期間が客観的期間ではなく主観的期間として定められていること、処分の法的安定性の確保等の観点から、現行の60日が適当ではないか。

5. 新たな救済の態様 ⑦（一定の処分の義務付け等）について

● 処分の義務付け

- ・ 第三者的機関による義務付け及び差止めの裁決は、処分庁による独立の権限行使の観点から疑問が残る。

● 処分等の求め

- ・ 公益通報のような一定の法的要件によって判断できるものでない限り、行政庁において国民の問題に巻き込まれる恐れもあることから、このような手続は設けるべきでない。
- ・ 処分等の求めに対し、措置を採らない場合にも請求者に対し、通知をしなければならないとなると行政の負担が過重となる。

5. 新たな救済の態様 ⑧（行政指導の中止等の求め）について

- ・ 現行規定上、行政指導に従う義務がないことから、制度上「行政指導の中止等の求め」の手続きまで設けることは疑問である。
- ・ 法令違反行為に対する行政指導にまで是正措置を求めることができることとなれば、「行政指導の中止等の求め」が多発することが推測され、対応は困難である。
- ・ 行政指導については行政手続法で措置する意見があることから、同法との整合性を図り、役割分担が不明確にならないよう配慮すること。

6. 関係法令の扱い ⑨（地方公共団体の処分に係る旧法適用）について

- ・ 新法・旧法の2つの制度が併存することは、制度が複雑化し、統一性を欠くことになるため、国民にとって分かりづらい制度になってしまう懸念がある。
- ・ 裁定的関与は、地方分権の観点から、市の事務として行った処分であるにもかかわらず国や県が審査をする状態に問題がある。

6. 関係法令の扱い ⑩（不服申立前置を見直さなかったこと）について

- ・ 行政事件訴訟法上、行政訴訟と不服申立てを自由に選択できる原則があることから、不服申立前置の意義や必要性等について検討すること。
- ・ 固定資産税の課税誤りの事案（平成21年（受）第1338号に対する平成22年6月3日最高裁第一小法廷判決）など、平成20年以降、地方税法で定められた不服申立手続を経ずに国家賠償請求をすることが許されるとされた判例があり、不服申立前置主義を今後も維持するのであれば、国家賠償法との関係なども見直し、必要な改正を行うこと。
- ・ ただし、不服申立前置を撤廃してしまうと行政訴訟事件が急増し、市町村においても訴訟対応が増加する懸念がある。